

神戸医療産業都市運営委員会設置要綱

令和7年4月1日

企画調整局局長（医療産業担当）決定

（設置）

- 第1条 神戸医療産業都市におけるイノベーションの創出促進をはかるため、神戸医療産業都市を構成する団体間の連携・融合を推進するとともに、都市環境の向上をはかることを目的として、神戸医療産業都市運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の運営は、次に定める委員、神戸市医療産業都市部及び神戸医療産業都市推進機構が協力して行う。

（事業）

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- （1）構成団体間の情報共有
 - （2）研究・操業環境の充実や交流促進等に関するニーズの集約
 - （3）共通課題の解決に向けた取組みの検討
 - （4）その他、神戸医療産業都市の運営に関する取組み

（委員）

- 第3条 委員は神戸医療産業都市に関わる企業・機関から企画調整局局長（医療産業担当）が委嘱する。

（委員長・副委員長）

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。
- 2 委員長は企画調整局局長（医療産業担当）が指名し、委員会を代表して総理する。
 - 3 副委員長は企画調整局局長（医療産業担当）が指名し、委員長の補佐を行う。
 - 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員長・副委員長の任期・再任）

- 第5条 委員長及び副委員長の任期は3年とする。
- 2 委員長及び副委員長は再任されることができない。ただし、企画調整局局長（医療産業担当）が認める場合にはその限りではない。

（部会）

- 第6条 委員長は、第2条の各号に掲げる事項について、より詳細な検討を行うために必要があると認めるときは、部会を設置することが出来る。
- 2 部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(会議)

第7条 委員会会議は、委員長が随時招集し、開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取に関し、第三者に対し協力を要請することが出来る。

(会議の公開)

第8条 委員会会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、会議を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、神戸市企画調整局医療産業都市部において処理する。

2 神戸市企画調整局医療産業都市部は、庶務の執行にあたり、必要に応じて神戸医療産業都市推進機構に協力を求めることができる。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。